

令和4年度 第2回鳥取市景観形成審議会 議事録

1 日 時 令和5年3月20日(月) 14:00～16:00

2 場 所 鳥取市役所本庁舎6階会議室6-5～8

3 出席者

(1) 委員

倉持裕彌委員(会長)、細江美欧委員(副会長)、尾崎富美恵委員、田中静雄委員、伊藤達朗委員、小柴正子委員、西原牧夫委員、清水はるみ委員、谷口紳二委員、小山富見男委員

(2) 事務局

鳥取市都市整備部 岡和弘部長、牧野隆史次長兼都市企画課長

都市企画課 三谷哲主査兼都市計画係長、谷口幹雄主任、竹内美絵技師

鳥取市経済観光部 渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長

経済・雇用戦略課 岩崎勝紀主査兼市場開拓係長、下田直人主任

株式会社昭和設計 ソリューション部 北出悟士主任、建築設計部 角谷卓哉主任

4 議 事 (1) 鳥取市公設地方卸売市場再整備計画について

(2) 鳥取市内で計画されている風力発電事業について

5 報 告 景観計画の見直しの検討について

6 議事概要

議事 (1) 鳥取市公設地方卸売市場再整備計画について

(経済・雇用戦略課)

(株式会社昭和設計)

※資料1 図面、外観パース等を用いて計画の概要を説明。

(事務局)

※資料2を用いて審議項目、景観に係る鳥取市の評価等について説明。

(会長)

ご説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様からご意見ご質問をいただきたいと思えます。

まず資料2の1ページにありますように、位置から緑化までお伺いします。位置について何かご意見ご質問いかがでしょうか。

(委員)

位置に該当するのか少し不安もありますが、進入道路について、4ページのイメージパースです。右の進入路は片側1車線の道が二本並行して、また合流して一本になる。こういう道の形態って交通安全上いいのでしょうか。

(会長)

審議項目の位置には該当しない質問と考えます。

あくまでも建物がどこに建つかというのが評価の項目であり、道路から建物がどれくらい離れているかなど、そういうところが審議事項になります。もしお気になるようでしたら、会議が終わった後に担当の方にご説明をお願いしたらいかがかなと思います。

私としましては、厳密に位置が今の議論に当てはまるのかどうか難しいと思います。微妙なものについては多分ここでご回答いただくことになるかと思えます。

(委員)

わかりました。

(会長)

はい。大変紛らわしいと思いますが、お気になさらずに手を挙げていただければと思います。

(委員)

この市場の商い高というのをまず、当初と現在とを聞きかせていただきたい。一般の人が行く建物ではないことから、規模などはある程度質素に低価格に抑えられたほうが市民の納得がいくのではないかと思います。そのあたりの鳥取市のスタンスをお聞かせ願いたい。

(会長)

今のも、残念ながら景観審議会の審議事項ではないと考えます。

規模では、周辺の景観にできる限り影響を与えないかどうかという景観との関連性を。規模の大きさそのものやその市場規模に対して適正かという話は多分違うところでの議論になります。

事務局の方からも少し補足をしていただくようお願いします。

(経済・雇用戦略課)

もともとは市場の物流の量というものもかなり多かったということですが、今やはり年々と、物流の量は下がってきております。例えば、全体的に見ても、平成20年整備計画を作った時に比べても、毎年のように量が下がってきているのが現実問題ございます。我々もその部分に関しては承知をしており、現状の青果棟や水産物棟や花き棟など、今ある建物がありますが、施設の面積としてはどちらの施設も基本的には縮小しているのが現状です。

適正な面積になるようにということで実は別の審議会においてもお話をさせていただいて、ご了承いただいたという経過もございます。

(事務局)

少し補足をさせていただきます。規模に関しては、資料2の2ページにも措置状況を記載しております。

取扱量をかんがみたときに農林水産省で定めている基準がありますので、その最低限の面積といったところと。あとは市場の参加事業者と協議されてこの面積が決められているといったところで、必要最小限の規模の施設、高さとしていると補足させていただきます。

(委員)

新しい施設は、一般消費者の人も購入など参加できる形になるのでしょうか。

(経済・雇用戦略課)

あくまでもこれは鳥取市の卸売市場ですので、卸があり仲卸があり買受人があり、登録していただいている皆さんに物流の拠点としてやっていくものです。消費者の皆様はスーパーであるとか八百屋であるとか、そういったところで商品は購入されるということです。

(委員)

通路について、今物流を頻繁にしている一つというのも、もう一つぐらい上の方にできないものだろうかと思えます。そうすれば分散して、何かいいのかなという気がします。それと、先ほどご説明がありましたが、将来的にというこの関連施設用地がまだ具体化されていないというのが消費者として物足りない気がします、いかがなものでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。審議項目のご意見をいただく項目には該当しないと考えられるため、次にいかせていただきます。

(委員)

鳥取県の東部の台所のような重要な施設であるという観点から、他へ移転できないものかどうか。洪水や津波が起こった場合に被害を受けやすいのではないか。移転できないならば、土地の嵩上げということも考えなければいけないのではないか。

それから鳥取市場は存在感が薄くもっとアピールできるような造りにしなければ、ますます扱う量が減ってくるのではないか。県民にもよくわかるようなランドマーク的な建物であってもいいと思えます。看板だけでも、ある程度目立つような存在にしなければいけないのではないか。

小学校の社会科の授業でも物流などを扱っていて、社会科見学に訪れやすいような施設にし、存在感あるものにして欲しいと思えます。

(会長)

ありがとうございました。他の意見いかがでしょうか。

(委員)

駐車場が二階建てになっておりますが、その二階は雪が降った際の除雪はどうなるのでしょうか。

(株式会社昭和設計)

雪が降っても使えるように、例えば車路のところは雪が解ける融雪装置のようなものを設けます。そして二階のところの雪は、停めるところを網目にして堆雪しないよう計画しています。ですので、冬季も全部 290 台止められる形で計画をしております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

他いかがでしょうか。位置、規模、外観、色彩、素材、緑化、どの項目でも、何かご意見があれば。

(委員)

駐車場は二階建てとなっていて、市場に来る車というのは嵩高いイメージがあり、高い車は下には止められないので二階に上がるのか。下の駐車場に入らず二階ばかりに止められるのであれば結局平置きにした方がよかったということになり、景観的にまた駐車場を変えろということにならなければいいと思います。そこは景観の鳥取市の評価には関係あるのでしょうか。高さ制限などは大丈夫なのでしょう。

(事務局)

鳥取市の景観計画では、高さ制限といったものはありませんので、今回建てられる建築物に対しての高さを一律的に制限するようなものはありません。

(株式会社昭和設計)

基本的にこの駐車場を使う人たちは従業員の方です。大きい車を運転される方はこちらにも認識しており、290台すべてをその一階建て、二階建てのところで停めるのではありません。大きい車を使う方もヒアリングしており、図面にも書いていますが、立体の二階建ての駐車場の外側にもいくらか車を停めるような形で計画しております。背の高い車はそちらで駐車場してもらい、290台すべて停めるといような計画をしております。

(委員)

緑化率が9.51%あるようですが、高木は一本と地被がありますが、現状を見ると土手側にたくさんの高木があり、鳥や虫が来ないというのは100%ない。一本だけ植えるということもつけてきたように感じます。

地被でリュウノヒゲが植えられるようにしてありますが全面に植えるのは不可能で枯れる率の方が多いです。低木は何を植えられるかによって、堅いものを植えられると、雪の間に押されて痛んで、また復旧することが出てくる。

そのことも考えながら、緑化をたくさんするのも結構ですが、市場に緑化がそんなに必要なのかということをよく考えて。ただどうしても虫が来ることは間違いないので、そこはあまりこだわらないで緑化をされた方がいいと思います。

(会長)

ありがとうございました。いかがでしょう。事務局の方、或いは、設計会社の方で何かご意見ありますでしょうか。

(株式会社昭和設計)

緑化に関しては、3%という基準と鳥取市の努力義務として20%というものがあると聞いており、設計する立場としても緑化は多い方がいいという認識で、今ご意見いただいたように、少なくともいいのではないかとと言われるとは思っておりませんでした。意見をいただいたことを、設計の方に反映できたらと思います。

虫の発生と鳥の害について、土手の方に木がたくさんあり、そちらから離して建物を建てたというところもかんがみて、離れた分こちらの緑化を少なく考えた上での緑化計画だということをご認識いただければと思います。もっと虫がこないものであるとか、まだまだ勉強不足なところがあり、勉強させていただきより良い外構計画、緑化計画になるように努力させていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。他いかがでしょうか。

(委員)

景観の色合いについて。今の公設市場は暗くて入りにくい印象を受けます。物を扱うところで、清潔感もあって開放感がある色にさせていただきたい。少し暗いような色を選ばれているため、解放感があるような色にさせていただくようお願いします。

(株式会社昭和設計)

色について、ベースの色は少し白っぽいものにし、清潔感があるよう考えております。屋根のほうは少し黒い色に見えるかもしれませんが、こちら少し緑がかっているような、清潔感を持って明るく見えるように考えています。まだまだ色については考える余地がありますので、ご意見の方を参考にさせていただき、解放された、清潔感のあるような建物の色彩になるように考えていきたいと思ひます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

(委員)

緑化について、3ページの図面の緑地のところは幅が狭いですよね、線状で。こういう形態だと土壌の乾燥がしやすく、緑地として維持がきちんとできるのか。それと10ページ。緑化率9.51%で、基準の敷地面積のところを見ると建築面積除くと書いてあります。普通は建築物の建築面積も含めたものが敷地面積というふうには呼ばれると思ひます。ここで言う敷地面積ということは不適切じゃないかと。

(株式会社昭和設計)

緑地の形状について、図面に関して線状になっているというご指摘ですが、この図面の縮尺が1000分の1というところで少し大きくなっております。ですので、線状は線状ですが幅としては1.2メートルから1.5メートルくらいは最低取っていると認識いただければと思ひます。

また緑化率のパーセントの考え方について、建物を除いたというのは本来の敷地面積ではないというのは我々も認識しておりますが、この緑化率の出し方は鳥取市の基準があり、設計事務所としてはその基準に則って出させてもらった数値だと思ひていただければと思ひます。

(会長)

他いかがですか。緑化ご意見いただきました、色彩もいただきまして、外観、規模、位置、

おおよそ意見は伺えたかと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、ひとまずここで卸売市場については締めさせていただきます。

議事 (2) 鳥取市内で計画されている風力発電事業について

(事務局)

※資料3を用いて市民からの意見等を報告、審議会に諮る時期等について説明。

(会長)

ご説明ありがとうございました。

ただいまの議事において皆さんのご意見、ご質問がございますでしょうか。よろしくお願ひします。

(委員)

審議会で以前風力発電について審議されたということですが、これだけの資料でいろいろ審議できるかどうかとなったら、できないのではないかと。以前から参加されている方は別として、これを見ただけでは審議できないのではないかと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

事務局としては、平成30年度の審議会資料のみを掲載しており、これより新しい状況がわかる資料は持ち合わせておりません。ただその中で昨年度市民の方から、市政提案というような形でご要望いただいております、要望を審議会に報告することや、それに対するご意見を伺いたいといったところ。あとは審議会に諮る時期や、鳥取市景観計画の中のこういった項目で審議するのかを議論いただきたいと提案しているものです。

(委員)

どこに建つかわからない地図もはっきりわからない状況で、審議は難しく、責任をもった審議はできないと思います。

(会長)

事務局から出されている意見を伺いたい内容は、いつ、そういう詳細な審議をしたらいいかというその「時期」です。詳細な審議をするには、詳細な資料が必要ですよね。その詳細な資料が出てくるのが、準備書が出てくるところという位置付けです。その準備書が出てくるところで審議をしようと思うけれども、いいでしょうかという問いかけです。

(委員)

事業者の方の資料も出てない、反対の人の意見書がかなり出てきますが、賛成の側という方もあるかと思います。そうしたものも出るのを待って、それから審議することによってよろしいでしょうか。

(事務局)

賛成の意見が出るかどうかは、難しいところではあります。ただ先ほど会長がおっしゃった通り、準備書前でないとは詳細な資料が出てこないため、審議に諮る時期もそういった時期

と考えています。あとはその他の意見がどういった形で出るのかというのは、確認をさせていただかなければならないと思っています。

(会長)

補足すると、原則、この反対の意見を景観審議会宛に反対する人が積極的に提出したものととしてここにあるわけです。もし賛成する人がこの景観審議会宛に積極的に賛成だという意見を出してくれば、それは多分資料として出せると思いますが。そうでないものをこちらから探しに行くことは多分、できないと思います。

(委員)

でもこれは非常に大きな問題であって、いわゆる山村の共同体がこの風力発電によっていわゆる溝ができています…

(会長)

景観とは別の問題と考えます。委員のおっしゃることは、この風力発電がどうあるべきか、もっと大きな問題を抱えているから議論すべきではないかというご意見だと思います。景観審議会として議論できることというのは限りがあり、今のご意見、大変貴重なご意見だと思いますが、景観審議会としてはおそらくそこまでの議論は難しいのではないかと思います。

(委員)

ただ単に数字的なものが合っていればそれで良いのだったら景観に関わる委員会は必要ない。その背景にあることも踏まえて、審議していかなければいけないのではないか。そこを矮小化したかたちで本当にいいのかどうか。鳥取市の大きな問題でもあり、資料をそろえた上で審議すべきではないかと思っています。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

経済で活性化するエネルギー事業は大切なことだと思います。ただ風力発電所に関しては、逆に環境破壊をするということを頭に置きながら、地元の方と話をしていけないといけないと思います。少しでも小さくなるような位置につけるとか、そういうことも考えながら、どこの位置にしたらいいのかということを尊重したいと思います。また風力発電所という発想ですが、地熱という発想も考えられないのかなと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

景観形成の中ではコメントできないため、事務局としてはコメントを差し控えさせていただきます。

(委員)

先ほどの説明の中で、審議会の開催は準備書のできる前ということですが。では、準備書が国に提出され、知事、県から市に対して意見を求められその回答の中での審議会開催というのではなくて、審議会を独自に開催する。

(事務局)

はい。環境影響評価は環境影響評価でそれに対し対応をいたします。それとはまた別に、景観審議会というのはあくまでも事業計画が出された段階で、それが鳥取市の景観計画に定めている事項に配慮されているのかを判断いたします。環境影響評価とは別に、審議会を開催し委員の皆様からのご意見をいただくといったところで、別の扱いになります。

(委員)

わかりました。その中でその景観が適切かどうかその変化について。地域住民の声を直接聞く方がいいのかどうか。その辺りは前もってきちんと段取りをしてやるべきだろうと。署名も少し前になりますが、全部で1万3000人ぐらいの署名が出て市長は受け取らなかった。その中には景観を指摘する内容もあったと思います。それらを踏まえつつ、ただそこは審議会が適切に審議をすると。公正に、丁寧に審議をすることによって尽きるだろうと思いますが。ただ委員として、風力発電にかかる経過について把握できかねるところがあります。わからない情報をどうやって手に入れて、審議の資料としていくか。その中で地域住民の代表の方を呼ぶ、或いは第三者の意見を聞くなど。その辺の段取りを詰めといた方がいいではないかと思う。

(事務局)

市民の方の景観審議会の参加についてお答えさせていただきますと、鳥取市景観形成条例には景観審議会の開催にあたって、会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明または意見を聞くことができる、とありますので、場合によっては市民の方に審議会の方に参加いただくことも考えられると承知しています。

(委員)

先ほど説明があった意匠形態ということで、位置、規模、色彩等の意匠形態が鳥取市景観計画に定める基準に適合しているかどうか審議を行うものと考えますと、理解はできますが。要するに、意匠形態という計画はいつ出されるのでしょうか。出された時点で、それを審議会として受けざるをえないという実情があると思いますが。この会社はいつ頃それを出されると考えられますか。

(事務局)

現在は、方法書の後の現地調査の段階と聞いており、ただ調査においても、まだ地元の方のご了解がいただけていないということで、調査にも入れてないといったところと伺っています。その一方で、今年度は事業説明会を2回、地元の方に対して説明を行っているところです。

具体的に事業計画が出される時期は掴めていない状況ではあります。ただ早めに、そういった動きがあるのであれば、事務局でも様々な部署からの情報を共有し早目に情報をいただく努力はさせていただきたいと思っています。

(委員)

現地というのは、基本的には例えば地域に行かれて、そこで説明を受けられた方が納得す

るかどうかによってその山に入らせていただくと、いうことが行われないと現地調査はできないということです。

(事務局)

調査をさせていただくための地権者の方たちの同意を得られなければ、調査はできずとお聞きしています。

(委員)

市独自で審議会を開催するというのですが、事業者が出してきた資料、これは故意に曲げられた資料が他県の場合はあったと。例えば、フォトモンタージュで風車の羽根を実際その場所から見える大きさよりも小さくして作った作為的な写真を添付されていたとか。事業者が作った資料の内容が審議会にかけるにふさわしい適切な内容かどうかというチェックはされるのでしょうか。

(事務局)

事業者から出された資料については、事務局としてそれが適正なものかどうか判断し、仮にフォトモンタージュが出され、視点場を設けて山の上に風車が立つ時の距離などその辺りを踏まえて適正かどうかの確認をし、作為的なものではなく適正なもので審議をさせていただきたいと思っています。

(委員)

わかりました。

(委員)

景観の見地からすれば、位置が、景観から見て違和感があるのかどうか全く具体化されていない。ですので、賛成か反対か全く判断できません。

(会長)

はい。ありがとうございました。他いかがでしょうか。

(副会長)

市民の方からいただいた意見について、風力発電を建てた後に影響が発生した場合に、その発生した後に運転調整などで対応や緩和できるものと。影響が発生した後ではもう対応ができないもの等は、意見を分けて整理をすると、審議もしやすく今後の事業にも反映しやすいと思いました。以上です。

(委員)

この風力発電は、去年一昨年ぐらい新聞紙上に出ました。地元同意ということで、反対だと。ですが、神戸、岩坪あたりの話を聞くと、半々ぐらいというか賛成意見も多いと。全国的にこの風力発電事業を見ると一旦スタートしたけれど倒産したケースがあります。こういった場合に後始末はどうなるのか。これは地権者、村と事業者の関係で、行政は保証など関係ないと言われれば、地元は困るわけです。全国的に、一旦スタートしたけれど倒産した、破綻したケースがあるため、それにご注意をと申し上げたい。

(委員)

昨年の4月から事業者の風車だよりが毎月届いているようですが、この風車だよりは市はどのようなものが把握されているのでしょうか。

(事務局)

担当レベルでは風車だよりは幾つか確認しています。

(委員)

それは、委員は見ることはできるのでしょうか。

(事務局)

今は事業者から地元の方に届いているようですが、その風車だより自体が一般に公開してもいいのかどうか事業者の確認が必要ですので、直ちにお示しすることはできないと考えます。

(委員)

原発や大規模な建設に絡んでは、地域のリーダー的な存在或いは市議員などを取り込むようなことを聞くことがありますが、もしそういう事例があったならば、市としては認めないという方向でよろしいのでしょうか。

(事務局)

想定されることに対しては、今の段階でお答えすることはできないと考えます。

(会長)

内容が景観からずれてきているので、一度戻します。

風力発電事業について、まず委員からご意見いただきたいのは、審議する時期です。時期が、準備書が出されたタイミングでの審議でよろしいでしょうか。これについて何か他のご意見があるか確認ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

審議会に諮る際には、基準により位置、規模、色彩等の意匠形態が鳥取市景観計画に定める、景観形成審議会が与えられている審議する項目に沿っての審議になる。その基準に適合しているかどうかの審議をするということですが、これについてはいかがでしょうか。

(委員)

位置の基準について、この位置を選んだ根拠が、風が強いからや経済的な問題などがあると思いますが、ここを選ばれた理由がそもそもわからない。

(会長)

そうしたのも、どうしてこの位置なのかという資料が出て、それに対し、他のところの方が風が強いのになぜそちらにしないのか、或いは、風が強いけれど余りにも景観上良くない、ということ審議するという形になると思います。事業者から詳細な資料が出てくると、事業者側の意図やそれぞれ位置、規模、色彩をどういう意図で決めているかが分かってくる。出てきた時に、位置や規模、色彩については、景観形成審議会審議をするという形になると思います。

(委員)

意見書では、景観形成審議会で住民を呼んで意見聴取を含め適切な審議をお願いしますという、住民がこの場に立ちたいという意見がたくさん見受けられます。我々だけで勝手に決めてもいいものなのか。やはり住民の意見が一番大事なのではないかと思います。

(会長)

住民の皆さんを呼ぶかどうかとも議論して決めなければいけないことになります。

(委員)

資料3の2ページ、景観計画で定める行為の制限の基準や、届出を要する行為の規模要件などをベースに審議するのでしょうか。風力発電は、これまでの審議をするものの概念から少し外れているところにある。例えば風車は羽根が回ります。高さも、市域全域であったら13メートル超えが一つのラインになっているが、それを遥かに超えた150メートルの高さのものであり、夜はライトが点き回転し、音を出す構造物でもある。風力発電について短期間で実態に合った見直しをするなど、そういった計画や予定はどうでしょうか。

(事務局)

鳥取市景観計画は平成20年に策定し、策定してから10数年経過しております。その中で、景観計画策定時には想定していなかった工作物というものも出てきております。今回景観計画の見直しを考えているところであり、その中で風力発電などについてどういった規制ができるのか、ただ規制といっても最終的には景観法の中でいけば勧告までしかできないため、高さ規制を求めるなどといったところも、今後の景観審議会の中で審議いただき、そういったことも含め見直しを考えていきます。

(委員)

これは勧告を超えて命令などまで持っていくことは、現段階ではできない。

(事務局)

はい。法律上命令ができるのが色彩のみであり、それ以外については法律上勧告までしかできません。勧告をしても事業者の方が、事業を進めていくということであれば事業が進められるものです。

(委員)

わかりました。

(会長)

ありがとうございました。そうしましたら、議事2についてはよろしいでしょうか。

準備書のところでの開催という形になるかと思えます。

また、ご意見にありました位置、規模、色彩等の「等」の部分が、従来の構造物とは違う視点が出てくるところがあると思えますので、その辺りを検討していただければと思います。

報告 景観計画の見直しの検討について

(事務局)

※資料4を用いて景観行政の課題、計画見直しの検討、改定のプロセス等を説明。

(会長)

ありがとうございました。

報告事項ですが、今の説明でよくわからないという点がありましたら、ご意見を。

(委員)

見直しにあたって、緩やかにするのか今までよりも厳しくするのか、方向性はどのようなのでしょうか。

(事務局)

現時点では、どこに不都合があるのか、どういったところを規制していくのか、それとも緩やかにするのか、今の段階では掴みきれていませんので、審議会の皆さんと意見交換し、どういった方向でいくのかもあわせて相談しながら作っていきたいと思っています。

(会長)

ありがとうございました。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら見直しの検討については以上とさせていただきます。

以上で本日予定していた審議等の案件は終了しました。その他、何か全体を通してご意見等ありますでしょうか。

(委員)

今回の審議会は公開になっていますね。

(事務局)

審議会は今までも公開しております。

(委員)

では傍聴が初めてでしょうか。

(事務局)

いいえ、前回も傍聴されておられました。

(委員)

わかりました。

あと気になったのは、これから風力発電のことを審議することになった場合、利害関係が生まれます、反対者と事業者など。公開で委員の意見や事務局の回答など、そういうものが大きくなると良くないのではないかと。ケースバイケースで対応したほうがいいのではないかと思います。

(事務局)

景観審議会は原則公開であり、ただその中で、委員の皆様にご迷惑がかかるようなことが発生するのであれば、何か対応策を考えるとところもあると思うのですが。

(事務局)

補足ですが、この審議会で議論する議題は景観に係るところのみで、建設の良し悪しではない。景観という視点で皆さんにご審議いただく場ですので、公開で問題ないと考えております。今後もこれまで通り公開させていただきたいと考えます。

(委員)

わかりました。

(会長)

その他事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

特にございませぬ。

(会長)

それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回鳥取市景観形成審議会を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。